毎月勤労統計調査

≪論点等説明資料≫

省内事業仕分け室作成資料

主要な論点

1 全国調査、地方調査、特別調査の分担関係や調 査周期は、その目的や利用状況に照らして、適切 か。

(参考)

- 毎月勤労統計調査では、
- (1) 月次の調査(常用雇用者5人以上の事業所を対象)
 - ① 全国調査(事業所数 3.3万)
 - ② 都道府県別調査(事業所数 全国調査に1.1万上乗せ)を実施するとともに、
- (2) 年次の調査(調査対象月7月)(常用雇用者1~4人の事業所を対象)(事業所数 2.5万)を行っている。
- ・それぞれの調査は、いずれも全額国の財政支出で、(1)①5.8億円②2.5億円 (2) 1.3億円(平成22年度)
- 2 経費の大部分を占める都道府県の調査員による 調査について、オンライン回答の活用や郵送調査 の拡大等、一層の見直し余地はないか。

(参考)

- ・毎月勤労統計調査では、(1) 常用雇用者 30 人以上の事業所については、郵送又はオンラインで調査票記入・回答をしていただく一方、(2) 常用雇用者 5 人~29 人の事業所の月次調査、(3) 常用雇用者 1 人~4 人の事業所の年次調査について、都道府県知事が委嘱する統計調査員(非常勤)が事業所に訪問し、調査を行っている。
- · 毎月勤労統計調査予算(平成22年度)
 - 10.3 億円 (平成 22 年度)
 - うち、統計調査員手当 7.3 億円(統計調査員 5,061 人 @6,800 円/日(各府省統 一単価)

郵送又はオンライン報告の事業所にする調査協力費 2.150万円(@1.000円/年)

- ・オンラインで調査票を提出する事業所の割合(平成21年度)
 - 21. 9% (うち、30 人以上事業所 27.3%、5~29 人事業所 16.0%)

≪経費及び実施体制≫

○ 毎月勤労統計調査に関する国の財政支出は適正な額であるか。事務・事業の実施に当たって冗費(ムダ)はないか。

また、その実施体制は、当該業務を実施するために適切な体制であるか。

(参考1) 国の財政支出(平成22年度予算)

• 10.3 億円 (21'11.1 億円)

うち、厚生労働省本省 1.1 億円(21'1.9 億円)都道府県(委託費) 9.2 億円(21'9.2 億円)

(参考2) 毎月勤労統計調査の実施体制

厚生労働省本省担当者 14名

本調査に係る都道府県担当職員 200名 ※1

(都道府県統計専任職員定数 1,956 名 ※2 総務省調)

本調査に係る都道府県統計調査員 5,061 名 (年間 106,878 人日) ※3

- ※1 平成22年度における毎月勤労統計調査に係る事業所「立入検査証」交付枚数による。立ち入り検査証を交付された職員が、他の統計調査に従事している場合もあるので、本調査の専任とは限らない。
- ※2 都道府県統計専任職員に係る人件費は、総務省が他の統計調査を含め、一括で 負担している。なお、国から委託している各統計調査別の定数の内訳はない。
- ※3 都道府県統計調査員は、本調査のために都道府県知事が委嘱し、その経費は 厚生労働省が負担している。

注) 平成22年4月1日時点

(次ページへ続く)

≪調査手法の妥当性≫

〇 全国調査、地方調査、特別調査の分担関係や調査周期は、その目的や利 用状況に照らして、適切か。

(参考)

- 毎月勤労統計では、
- (1) 月次の調査(常用雇用者5人以上の事業所を対象)
 - ① 全国調査(事業所数 3.3万事業所)
 - ② 都道府県別調査(事業所数 全国調査1.1万事業所上乗せ)を実施するとともに、
- (2) 年次の調査(調査対象月7月)の調査(常用雇用者1~4人の事業所を対象) (事業所数2.5万)を行っている。
- それぞれの調査は、いずれも全額国の財政支出で、(1)①5.8億円②2.5億円(2) 1.3億円(平成22年度)
- 経費の大部分を占める都道府県の調査員による調査について、オンライン回答の活用や郵送調査の拡大等、一層の見直し余地はないか。

(参考)

- ・毎月勤労統計調査では、(1) 常用雇用者 30 人以上の事業所については、郵送又はオンラインで調査票記入・回答をしていただく一方、(2) 常用雇用者 5 人~29 人の事業所の月次調査、(3) 常用雇用者 1 人~4 人の事業所の年次調査について、都道府県知事が委嘱する統計調査員が事業所に訪問し、調査を行っている。
- · 毎月勤労統計調査予算(平成22年度)
 - 10.3 億円 (平成 22 年度)
 - うち、統計調査員手当 7.3 億円 (統計調査員 5,061 人 @6,800 円/日 (各府省統 一単価)

郵送又はオンライン報告の事業所にする調査協力費 2,150万円(@1,000円/年)

- ・オンラインで調査票を提出する事業所の割合(平成21年度)
 - 21. 9% (うち、30 人以上事業所 27.3%、5~29 人事業所 16.0%)

(次ページへ続く)

- 都道府県における委託費の不正経理事案の発生に対してどのように再 発防止策をとっているのか。また、その措置は適切か。
 - (参考)「平成20年度決算検査報告」(平成21年11月 会計検査院)において、国が 都道府県へ委託した統計調査委託費を検査した結果、一部の府県で、不適切な会計手 続きにより消耗品等を購入していたことが指摘された。不適正額は、毎月勤労統計(厚 生労働省)分(平成16~19年度)合計で284,879円。
- 調査の実施に当たり、民間委託している部分はどこか。調査の正確性・ 迅速性を確保しつつ、さらに拡大する余地はないのか。

≪毎月勤労統計調査の見直し≫

- 〇 毎月勤労統計調査に関して、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 21 年 3 月 1 3 日閣議決定) を受けて、どのように対応するのか。
 - (参考) 公的統計の整備に関する基本的な計画 (平成21年3月13日閣議決定) (抜粋)
 - 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化
 - 毎月勤労統計調査について、①常用労働者が5人から29人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の断層(※)の解消、②離職事由を「解雇、転職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、
 - ③退職金の調査を検討する。(厚生労働省)

(平成25年度までに結論を得る)

- (※) 所定内給与等の断層・・・毎月勤労統計調査においては、30人以上の事業所については2年ないし3年に一度、5人~29人の事業所については半年に1/3ずつ、調査対象とする事業所を入れ替えているが、標本母体が異なることから、既存の統計結果と連続性を持った調査結果が得られなくなったり、ぶれが大きくなることが「断層」と表現されている。
- 統計結果を利用する国民(民間専門家や行政等)の声をどのように受け 止め、改善に結びつけているのか。
- 統計結果の公表のタイミング、手法等に関して改善を図る余地はないか。